

自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人4名）について、避難費用、生活費増加費用、避難により退職した申立人母の就労不能損害等が賠償されたほか、業者が実施した除染（コンクリート、ブロックの敷設等を含む。）につき、必要性、相当性を認めた上で、資産価値が増加したことを考慮して、業者に対する支払額の7割相当額が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 避難費用等

- (1) 避難交通費
- (2) 宿泊費用
- (3) 一時帰宅費用

#### 2 生活費増加費用

- (1) 面会交通費
- (2) 二重生活増加費用
- (3) 家財道具購入費用
- (4) 家賃

#### 3 就労不能損害

（上記1～3につき、平成23年3月31日～平成23年7月7日）

#### 4 精神的損害

（本件事故発生当初の時期）

#### 5 線量計

（平成23年7月15日）

#### 6 除染費用

- (1) 自主除染

（平成23年3月11日～平成23年12月31日）

(2) 業者除染

(平成23年3月11日～平成23年12月27日)

7 高圧洗浄機等

(平成23年7月9日)

第2 和解金額

被申立人は、第1所定の損害項目(同第1所定の期間に限る。)に対する和解金として、申立人らに対し、金354万1245円の支払義務があることを認める。

(内訳)

1 避難費用等

(1) 避難交通費	金5万0400円
(2) 宿泊費用	金4万1600円
(3) 一時帰宅費用	金4万6400円

2 生活費増加費用

(1) 面会交通費	金4万6400円
(2) 二重生活増加費用	金10万0000円
(3) 家財道具購入費用	金5万8372円
(4) 家賃	金23万0000円

3 就労不能損害 金132万3993円

4 精神的損害 金16万0000円

5 線量計 金6万9800円

6 除染費用

(1) 自主除染	金2万0000円
(2) 業者除染	金136万5000円

7 高圧洗浄機等 金2万9280円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく移動費用、生活費増加費用、精神的損害として、金32万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 二重払いの防止

1 除染費用を裏付ける領収書原本の授受

申立人らは、被申立人に対し、本件除染費用に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1記載の損害項目6(ただし、第2の6記載の金額に限る。)に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

### 3 国や地方自治体等に対する個人情報提供

被申立人は、申立人らが第1記載の損害項目6について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

### 第6 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同第1記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年11月1日

（仲介委員 松田 隆太郎）